

平成20年

第3回市議会定例会 議案第11号

函館市職員等の旅費に関する条例の一部改正について

函館市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年9月8日提出

函館市長 西尾正範

函館市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

函館市職員等の旅費に関する条例（平成2年函館市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条第12項中「定額」を「実費額」に改める。

第32条第1項第1号中「2以上」を「3以上」に改め、同号アを次のように改める。

ア 2等級以上の等級の旅費の支給を受ける者については、最上級の直近下位の級の運賃

第32条第1項第1号イ中「2等級」を「3等級」に、「最上級」を「アに規定する運賃の級」に改め、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 運賃の等級を2階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に掲げる運賃

ア 市長および副市長ならびに議会の議長および副議長（副市長または議会の副議長にあつては、市または議会を代表して旅行する場合に限る。）については、上級の運賃

イ 2等級以下の等級の旅費の支給を受ける者（アに規定する場合の副市長または議会の副議長を除く。）については、下級の運賃
第34条を次のように改める。

（支度料）

第34条 支度料の額は、外国旅行に係る傷害保険の保険料その他任命権

者が市長に協議して定めるものの実費額による。

別表第2中「第34条」を削り、

食卓料 (1夜につき)	支度料		
	旅行期間 1月未満	旅行期間 1月以上 3月未満	旅行期間 3月以上
8,000円	107,800円	130,900円	154,000円
7,700円	86,240円	104,720円	123,200円
6,700円	78,160円	94,910円	111,650円
5,800円	66,030円	80,180円	94,330円

を

食卓料 (1夜につき)
8,000円
7,700円
6,700円
5,800円

に改め、同表備考第3項を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の函館市職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(提案理由)

外国旅行の航空賃および支度料に関する規定を改めるため